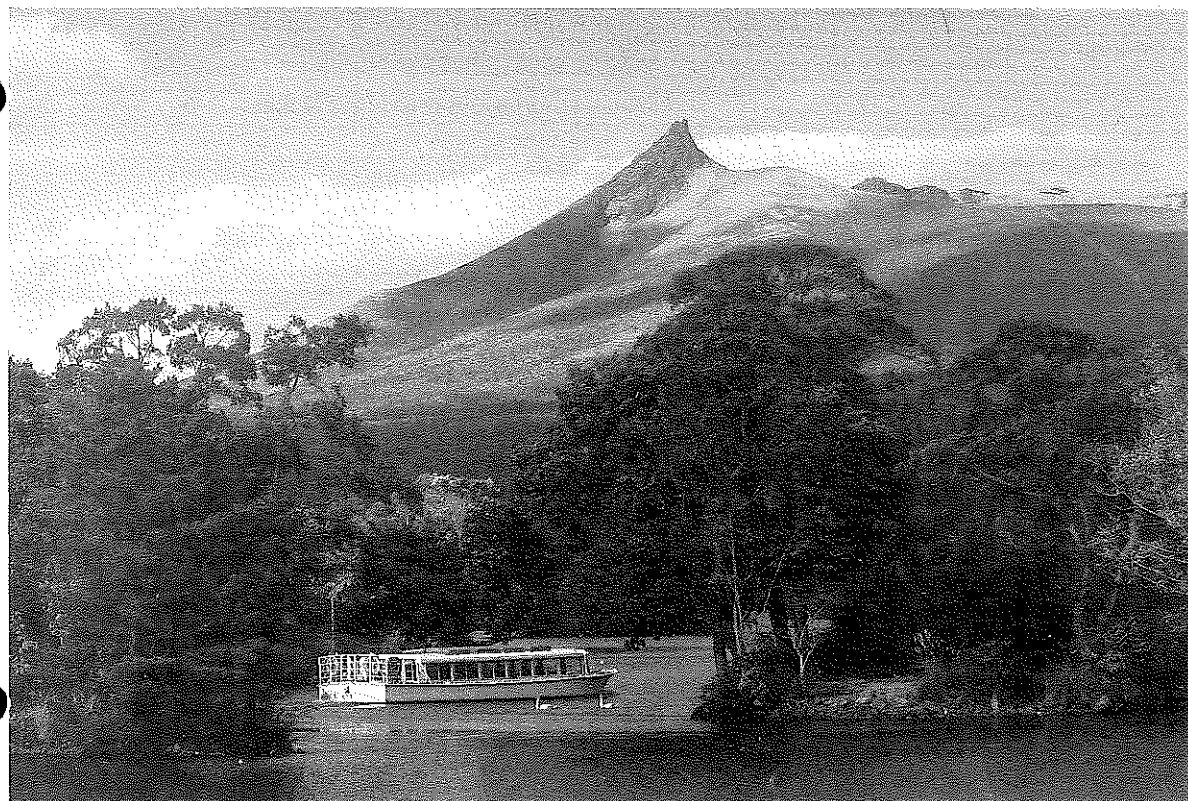


行政書士ほっかいどう

1994.11. NO.205



＜大沼国定公園と駒ヶ岳＞ 函館支部・佐藤聡副支部長提供

目 次

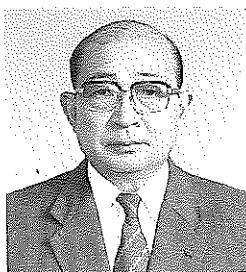
支部紹介／函館支部（支部長小原一司）2
業務研修を考える「専門者交流事業」
の提起（業務研修部長佐藤隆一）……4
研究会情報（業務研修部）……7
いま、問われる制度
（滋賀県行政書士会会長 盛武 隆）…9
寄稿／苦手は人生の教師
（アーティスト・竹澤イチロー）……12
業務資料／行政手続法の施行期日／商

法改正／戸籍手数料令改正
／住民基本台帳法施行令改
正／北海道長低賃金…13～16
・北海道行政書士会会則施行
規程の一部改正……会報別冊
・全道行政手続法研修会
（講演要旨）……会報別冊
VAN情報／地方税制改正（案）要旨…17

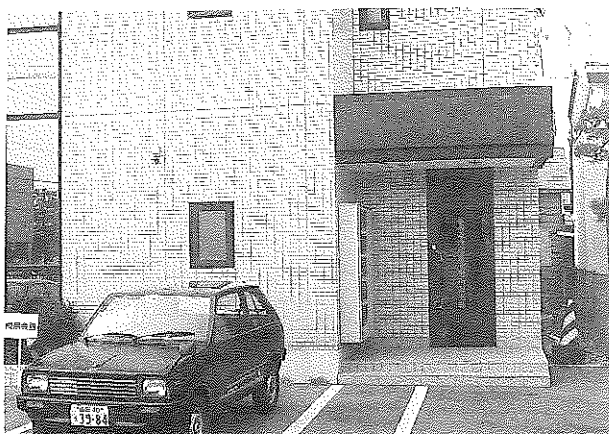


北海道行政書士会

函館支部



支部長 小原一司



北海道行政書士会函館支部事務所

函館支部は北海道の南西部渡島半島に位置し、渡島・松山両支庁を管轄します。日本海、津軽海峡、そして太平洋（噴火湾）と、三方、海に囲まれた1市25町1村で構成され、その面積は6,565平方キロ、人口は542,395人（6年9月末）です。

その中で函館市は、安政6年（1859年）、横浜、長崎とともに我が国最初の貿易港として海外に門戸を開いた由緒ある港をもち、いち早く西洋文化を取り入れるなど、長い歴史と文化を有する街です。市内には、国際性の豊かな建物や史跡が多く、異国情緒の漂う街であるとともに、世界3大夜景の一つと言われる函館山から眺める100万ドルの夜景は、夢のときめき、それとも21世紀へのときめきでしょうか？ 奥座敷に湯ノ川温泉郷と秀峰駒ヶ岳を望む大沼公園をかかえ“国際観光都市”函館の雰囲気を感じております。今、当地域は、青函トンネルの開業により人的・物的交流が一段と活発化しております。

函館支部会員の状況は別表のとおりですが、年々会員数が減少し、しかも1市26町村のうち40%の11町が行政書士不在であり、監察キャンペーンの機会を通して各町村にその掘りおこしをお願いしておりますが、非行政書士行為排除の徹底等がなければ経営が成り立たずなかなかむずかしい状況です。

業務研修については、地域住民のニーズに応え

るため、常に会員の要望や意見を加味しながら時宜を得た研修会を開催し研鑽につとめるとともに、研修会後は必ず懇親会を行い、会員の「和」とともに更に研修の効果を高めるよう努力しております。

行政書士業務の普及については、道新による広報のほか、函館市と相協力して毎週火曜日に「日常生活の業務手続相談」を実施しておりますが、地域住民の行政書士への理解度は非常に低く、各士業（弁護士を除く）ともに相談件数も、じり貧の状況にありますので、更に広報について検討を加えてまいりたいと考えております。

本会に対する要望については、非行政書士行為排除の方策を早急に確立し実施してほしいということです。このことは、第33回～35回の定時総会および政連大会において函館支部代議員の質疑要望事項としてお願いしているとおおり、車庫証明問題についても中央情勢も格別の進展が見受けられない状況です。また、建設業法に基づく許認可業務手続等非行政書士行為が大きな問題となっている現在、他府県ではすでに県議会に請願書を提出しており、日本行政261号（1994・8・9）でも静岡県議会への「窓口業務の適正化に関する請願」が提出されたその成果に鑑み、本会顧問道議会議員は勿論、各支部地域選出道議会議員に働きかける等、早急に北海道議会に請願書の提出を重

ねて要望します。

市 町 村 別 会 員 数

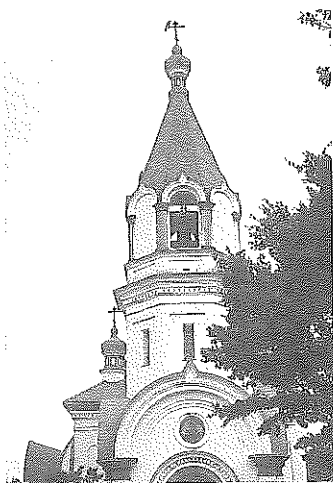
(平成6年9月末現在)

市町村別	人 口	会 員 数
函 館 市	302,135	92
松 前 町	13,759	3
福 島 町	7,774	1
知 内 町	6,520	0
木古内町	7,700	1
上 磯 町	33,922	6
大 野 町	9,562	2
七 飯 町	26,752	5
戸 井 町	4,491	0
恵 山 町	5,588	1
檜 法 華 村	1,868	1
南 茅 部 町	8,744	0
鹿 部 町	4,901	0
砂 原 町	5,525	2
森 町	16,077	3
八 雲 町	18,547	4
長 万 部 町	8,634	0
渡島支庁計	482,502	121

市町村別	人 口	会 員 数
江 差 町	11,562	4
上ノ国町	7,696	0
厚 沢 部 町	5,634	2
乙 部 町	5,622	1
熊 石 町	4,711	0
大 成 町	3,045	0
奥 尻 町	4,476	1
瀬 棚 町	2,946	0
北 松 山 町	6,734	0
今 金 町	7,467	0
桧山支庁計	59,893	8
合 計	542,395	129

役 員 名 簿 (任期 H 5.4 ~ 7.3)

支 部 長	小原 一司		
副 支 部 長	石田 宏二	佐藤 聡	
理 事	花田 敏夫	鎌田 節子	
	原 隆俊	半田 幸悦	
	久末 示	福地 隆祐	
	木立 克男	富田 茂穂	
	亀沢 由市		
監 事	斉藤 任弘	今 慶次	
事 務 局 長	富田 茂穂		
本 会 理 事	佐藤 聡	鎌田 節子	
支部事務局 函館市千歳町21番13号桐朋会館1階			



ハリストス正教会

函 館 市 全 景



「専門者交流事業」の提起

業務研修部長 佐藤 隆

1. 提起の背景

平成5年度より日行連の顧問に委嘱致しました、一橋大学の原田尚彦教授（行政法）は、月刊日本行政「現代行政と行政書士の役割」の中で、「～率直に申しまして、行政書士の実態を知らなかった。それは何故かと考えてみると、弁護士、税理士、司法書士といえどどんなことをする人種か、すぐに分かるのですが、行政書士という何が本職なのかピンとこない。それだけ存在感が薄い、というかアピールするところが少ないような気が致します。」と述べられ、その理由として、歴史が古いことによる悪い面として、代書屋のイメージがあることと、業務の守備範囲の広さ、を指摘しています。

総務庁行政監察局の発表によれば、平成5年3月31日現在の許認可数は、11,402件と前年より460件も増加しています。

この数は一行政書士で対応できる範囲を遥かに超えているといわざるを得ません。

日まぐるしい社会の変革と情報化時代の中にあつて、国民生活の中でも時間に対する価値観の変革がすすみ、出来ることは自分ですするという考えから、自己（本業）の時間をより大切にするようになり、専門外は専門家に依頼をするという作業分化が進み、許認可に対して専門的に対応できる行政書士の役割、社会的要請は、一層強くなつて来るのではないのでしょうか。

そのとき、受け手である行政書士が、素人こそその業務知識では国民の期待に応えられず、「行革審」で議論されたように、行政書士無用論とな

り、国民から見放されることになってしまいます。

行政書士全体の資質を高め、個々の行政書士が専門分野をもち、専門家集団を作り、研鑽し、高度な業務知識をもったそれら専門家集団間で助け合うことにより、トータルとして多様化する時代に対応することが出来るのではないのでしょうか。

そのことは、行政書士会自体が行うことである、という議論もありますが、専門的に研鑽をするということを組織（会）丸抱えで進めるということは、会員の負担の均衡を欠き、どうしても馴染みません。

一般的な研修を超え継続的に研究を深める専門家集団は、会員自ら経費を負担し、研鑽努力するところがあつてもよく、組織は講師、助言者等の派遣要請に協力したり、活動費の一部について助成することなど、（どこまで支援出来るかは、話し合つて決めるとよい）一定の支援協力することにあるのではないのでしょうか。

ですから、専門家集団も組織から全く離れてしまつたり、組織との関わりを否定するようになれば、認知されないことになり、一定の支援協力体制も受けられなくなります。

ただ行政書士の未来像をどの様に描くかについては、実のところ議論が進んでいません。

昭和63年、専門的業務取扱者名簿の作成に始まつた専門者の交流事業は、今回専門者交流事業の新たな構築として、専門者研究会の組織化を提起し、業務研修部長会議、支部長会、総会と議論して頂きましたが、このことも十分な議論がされたとは思っておりません。

行政書士の未来像、それをどの様に作りあげて

いくつかは、会員一人ひとりの努力にかかっているものですが、以下に提起しました専門者研究会の考え方も、試行錯誤の中での一つの描き方でありますので、多くの皆様方のご意見をいただきながら、一層国民に信頼される行政書士像を作りあげるための糸口としたいと考えておりますので、率直なご意見等をお寄せ下さるようお願い致します。

2. 専門者交流事業の新たな構築

会員の業務拡大と資質向上のため精通者を把握し、これら会員の協力により、支部単位または複数の支部合同による専門者間の交流研究活動を進め一定の成果を上げてきましたが、次の通り新たな展開をはかります。

(1) 目的の展開

多様化する業務と、企業合理化の進む競争社会にあって、国民の信頼を築くためにも、今日行政書士の専門化は避けられない方向であり、変革の時代を先取りし「VAN」などを通して、専門者の全国展開が必要な状況が到来することを予測し、専門者交流事業の次への展開として、専門者研究会（協議会）を組織します。

この研究会は専門家集団であり、より高度な業務知識を確立しながら、合わせて会員相互に業務提携し、情報の交換、業務開発、職域拡大の取り組み等も視野に入れた専門別実務家集団として位置付けし、業務活動の一環として、専門家会員のネットワーク化を展望していきます。

(2) 名称

専門者研究会（協議会）とします。

(3) 性格

特定の課題について組織する研究会は、希望する会員を新たに登録し、登録したメンバーが継続的専門的に研究する専門家集団であり、合わせて実務家集団としての性格も持ちます。

研究会は、支部単位、複数支部合同、全道単位など、その規模は問いません。

(4) 組織との関係

支部（業研部）の指揮下に入るが（支部合同の場合は、会の代表者の所属する支部）研究会

はあくまでも自主的任意的なものであり、組織は研究会の自主性を尊重しながら、その活動の土壌を醸成し、研究会の進む方向を示し、そのための一定の資金的助成を行います。

なお、全道規模の場合は、本会（業研部）の指揮下に入ります。

現にある、専門的業務取扱者名簿は、研究会の専門家会員のネットワーク化（名簿化）が進む中で、当該専門分野については、部分的に移行していきます。

(5) 現行の各支部世話役制度の廃止

現行の各支部世話役制度を廃止します。

なお、世話役としての今迄の経験を生かして、支部単位、支部合同等の専門者研究会を組織化するリーダーとしての取り組みを進めるよう要請していきます。

(6) 助成金

1年ごと年間の打切り助成で、支部を経由し

1グループにつき通信費、会場費の一部として、3万円を助成します。

全道規模の場合のみ、1グループにつき5万円を助成します。

なお、当然のことですが、研究会への助成は、活動の報告が前提となります。

(7) 会員の責務

研究会に所属する会員に対して、資料の提供、講師等特別な責務は課さないが、研究発表等の場について求められれば、行政書士会として会報あるいは研究誌等に掲載する等協力します。

3. 「具体的展開」

(1) 研究会組織化の方向

① 当面1支部1研究会を目標にしますが、将来展望として、同一課題の支部研究会の統合を図り、全道規模の研究会に統合していきます。

② 全道規模の研究会と同様趣旨の支部研究会は、全道規模の研究会に参加して頂くよう要請致します。

③ 全道規模の研究会は、余り細分化せず大綱

りなものとしていきます。

例：「建設業法関係研究会」「自動車運送関係研究会」「親族、相続、債権、債務等民事関係研究会」「法人設立等研究会」「外事手続関係研究会」

以上は、単なる例示です。

(2) 進め方及び助成基準

- ① 今年度、全道規模の研究会として、札幌支部の会員の協力を得て「北海道建設関係行政書士協議会（仮称）」を組織化します。
- ② 全道規模の場合、少なくとも過半数支部の会員の参加を原則とし、年間複数回開催することを、助成対象の最低条件とします。
- ③ 研究会の内容は、参加会員で自主的に決めて頂きますが、初めてのことであり、その大綱は別紙の通りですので、参考意見を聞かせて頂きます。
- ④ 全道規模の研究会に参加している遠隔地支部の会員の場合、出席することが大変ですが、参加会員の代表者が出席し、支部で参加会員への報告会を行うなど、工夫をして頂きたいと思っております。
- ⑤ 複数支部の研究会としては、「入管申請取次行政書士」の方々を中心として、「外事手続関係研究会」等の組織化を検討してはどうかと考えております。
- ⑥ 支部研究会も以上の趣旨から、助成対象は年間複数回開催することを最低条件とします。
- ⑦ 研究会の運営は、基本的には参加会員の負

担で行うこと、所謂受益者負担を原則としていきますので、来年度以降の新規の研究会に対する助成については、本会の財政状況も考えながら判断していくことになります。

今年度は、1支部1研究会、全道規模1研究会、複数支部1研究会について助成します。

- ⑧ 助成金については、2月末日まで開催した研究会等の活動結果報告書を、別紙助成金交付申請書に添え支部を経由して、3月10日までに提出したものについて助成します。
- ⑨ 助成金は、全道規模の研究会は、本会より当該研究会に、複数支部及び支部単位の研究会は、本会より支部に交付します。従って支部においては、当該研究会代表者に支給するよう配慮することとします。

(3) 研究会の情報宣伝

- ① 研究会は、常にすべての会員に開放され、「入会自由」が原則であります。
そのために、研究会の動き、お知らせ、会員募集等について、「会報」を通して、情報宣伝を進めることにします。
- ② 掲載する研究会は、当面次の基準によります。
全道規模の研究会は本会、複数支部と支部規模の研究会は、代表者の所属支部を経由して掲載依頼のあるものに限ります。

研究会情報

＜業務研修部＞

この欄に掲載を希望する研究会は、全道規模で行うものについては本会に原稿を提出して下さい。また、支部や複数支部規模のものについては各支部もしくは代表支部を経由して提出して下さい。

研究会開催のお知らせ

◎札幌出入国事務手続研究会

日 時 1994年12月15日(木曜日) 午後2時から5時まで
場 所 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第一ホテル
内 容 1. 在留活動とその許容する範囲について
2. 質疑応答(質問事項については時間の都合上、事前に受け付けたものに限ります。)
講 師 札幌入国管理局審査部門
首席審査官 佐 藤 博 様
会 費 4,000 円
申 込 (問合せ)
代表世話人
行政書士 滝沢事務所
電話 011(261)2465 F A X 011(261)2657

◎行政書士風俗営業業務実務者協議会

日 時 平成6年12月17日(土曜日) 午後1時30分から
場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる27 9階 930
内 容 1. 協議会の運営についての説明
2. 基調報告 ・風営適正化法(7号営業ばちんこ申請)
・薬局開設許可および食品衛生法の概要
報告者 行政書士 滝 沢 俊 行
参加費 1,000 円
申 込 (問合せ) 平成6年12月16日まで F A X で下記へ
代表世話人
行政書士 菊地利夫事務所
電話 011(702)0888 F A X 011(704)6717

研究会の動き

◎北海道建設関係行政書士協議会

8月25日 札幌市内すみれホテルにおいて
「設立総会」 12支部 98人参加
〃 「新・建設業経営事項審査」の研修セミナー

10月²²/₂₃日 札幌市内すみれホテルにおいて

「改正建設業法と10月1日に施行された行政手続法上の許可申請」などに関するフォーラム 約30人参加

同会への問合せは

代表世話人

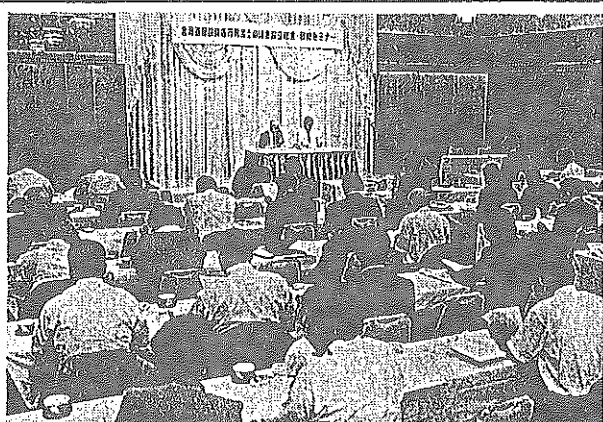
中尾行政事務所

電話 0136(22)0875

トピックス

北海道建設新聞

1994年(平成6年)8月26日(金曜日)



建設行政手続法の頭脳集団を掲げた会則を採択した

北海道建設業関係行政書士協議会(十二支部、九十八人)が二十五日、札幌市内すみれホテルで設立され、代表世話人に中尾道信氏(真知安町)を選んだ。

設立発起人の板垣俊夫、佐藤良雄両氏(いずれも札幌市士の中でも取り扱う比率が最も多い建設関係業務なのに、全道の実務者が自主的に集まる場所や機会がなかったことを指摘し、協議会を通して建設

道建行協が98人で発足 代表世話人に中尾道信氏

建設業関係手続法の相談業務を研究テーマにしていきたい」と説明した。

採択した会則では、その前に「建設関係の専門的業務研究をする頭脳集団を目指す」とうたい、「建設関係の申請手続法に關し、業務の改善進歩および会員相互の連携協調を図り、建設行政に寄与し、広く社会に貢献する(二条)を目的とした。

主な事業に年二回の研修会、週一回程度のFAX情報全国組織との連携による情報収集と交流などが決めた。早速議事終了後に道土木部管理課の尾形頼親課長補佐と青山正昭建設業審査係長を迎えて新経営の研修セミナーを開いた。

同会への問い合わせは電話0136(22)0875の中尾行政事務所へ。
役員は次の通り。(敬称略)
カッコ内は所轄支部
▽代表世話人＝中尾道信(小樽)▽副代表世話人＝安

保幸雄(函館、計良邦雄(空知、田中礼芳(旭川)、木村豊幸(釧路)▽世話人＝板垣俊夫(札幌)、清水正武(留萌)、谷口和夫(宗谷、横内寿治(網走、市川徹(室蘭、本間秋光(小樽)、渡辺幸雄(十勝)▽監査＝銀田省吾(札幌)、山田則安(空知)

いま、問われる制度

滋賀県行政書士会会長 盛 武

隆

(前号の続き)

それは民事上の損害賠償請求事件によって判決という形で個々の責任問題が判定されることを待たねばならない。

「行政書士の業務責任の範囲」を明らかにするものとして、行政書士法、会則等による職責規定や倫理規定、報酬規定、判例によって判断されることになる。

また民法 644 条の善管注意義務、債務不履行責任 (719 条)、不法行為 (709 条) も問われる。

問われた責任は、賠償しなければならない。責任の度合いや範囲が大きく問われるほど、行政書士の専門性は確立するし、逆の場合ほど、行政書士に対する社会的責任と専門性は軽く見られることになるであろう。

その観点から、全国行政書士事業団が平成 2 年 10 月に行政書士損害賠償責任保険を開発し、行政書士の社会的責任を民事的に補償した意義は大きいものがある。

③ 民法上の代理行為

(1) 行政書士の代理権限の所在

司法書士の登記手続きの代理は、「民法上の委任 (643 条) である」とした最高裁判決がある (昭和 53. 7. 10)。

このことから考えれば、行政書士の作成する書類について、専門職業人としての責任はどこに存在するか、行政書士の手続きについての代理とは何か、を明らかにしなければならない。

さて、行政書士法においては、他の資格制度に見られる「……について代理する」という条文を見いだすことができない。

これにより、行政書士には代理権がないとす

る意見がある。

しかし「……についてその手続きを代わって行い、又は当該書類の作成について相談に応じることを業とすることができる。」との定めがある。

それでも、「提出の手続きを代理する」となっていないので代理権の行使が出来ないという者もいる。

ところが、代行には代理を含んでいるとの説を唱える者もいる。そのことについて触れてみる。

手続きの代行については、単なる代行にとどまり代理行為が含まれていないかというところではなく、民法上の委任に基づく代理権限を証する書面の提出によって代理行為は可能となる。

(2) 申請代理・出頭代理・双方代理

例えば、自動車の登録申請手続きにおいては、申請主義の原則を採用し、登録義務者と登録権利者の出頭申請および共同申請を採用している。

それゆえに、申請手続きについての代理権が例え行政書士法改正により獲得できたとしても、出頭代理の権限についての委任状を必要とするのである。

申請については、道路運送車両法に委任の規定はないが、民法上の委任の行使について禁止されるものではないから、代理人による申請は自動車登録令に規定されている。

代理人の問題であるが、登録申請について、同一人が登録権利者、登録義務者双方の代理人となっても、民法 108 条に禁止する「双方代理」の行為は、民法のいわゆる法意に背かないとして「双方代理」をも認めている。

この場合手続きを行う者が、代理権限を持た

ない、提出代行行為のみの「使者」にとどまる限り、申請人の出頭主義の要件を満たしていないことになり、申請は受理されない。

このように代行と代理の関係については、解釈は実体関係によって証明するしかない。

(3) 代書（書類作成）業か代理業か

しかしながら他方では、行政書士法は行政書士の業務を「申請人に代わって書く」という代書人もしくは「口述を筆記する人」としての機能役割しか与えられていないとする意見もあるので、その用語法でしばし論ずることを許されたい。

いずれの解釈が正しいか判断するには、法の解釈を「行政解釈」や「判例」によらねばならない。

ところで、私の知る限りでは、今日までのところ、「行政書士の業務の範囲」に関する判例は余りにも少なく、ましてや「行政書士の業務に関する法的判断の有無」に関するものは見出しにくい。

最近、行政書士の業務に関する損害賠償請求裁判で、「行政書士には法的判断業務はない」とする判決があった、ということを知った。これが真実であれば、「行政書士は街の法律家」というキャッチフレーズが使えない。はからずも行政書士法における代理権限の不備、すなわち資質の程度が判定されたことになる。その対応が問われることになる。

(4) 民法委任の範囲で

行政書士が依頼者から業務を受託した場合において、専門職業人としての「業務責任の範囲」が法令や判例により明確にされること、すなわち「代理業」であることが明確になれば、行政書士制度の向上が図られることは言うまでもない。

司法書士会においても、「代書業」から「申請手続代理業」への改革を行い、同時に、「基本業務主義」と報酬規定を改正した。現在は「申請代理」から「登記代理」への改正を目指しているとされる。

その意味においては、行政書士法に代理権を盛り込むことが日行連の組織的責務として緊急の課題であったことは言うまでもない。

しかし、代理についての議論がいまだに日行連で定まらない限りは、行政書士の業務と責任の範囲をいかに自己防衛（リスクマネジメント）するかということになる。

現状では残念ながら、選択肢としては唯一、全国行政書士事業団の取り扱う損害賠償責任制度のなかで、判例として確立していく他はない。

4 行政書士の代書業務と代理業務

(1) 代理人、代行者、出頭者、代書人

行政書士の代書業務と代理業務との区別を自動車登録の業務を依頼された場合について考えてみる。

道路運送車両法は、自動車の所有権について公証する制度として、割賦販売法、自動車抵当法等の関連法によって、自動車を不動産登記法における不動産に準じた扱いとしている制度である。

ここで、依頼された自動車登録申請業務においては、申請前の業務として、登録に必要な検査証その他の関係書類が、受理要件を満たしているか否かの審査が必要である。

すなわち、自動車の所有権を証明するに足りる書面、登録の原因につき第三者の許可、同意または承認を必要とするときは、これを証する書面、代理人による申請はその権限を証明する書面について、事実を証明しているか、その証明書が法的に真正かつ有効なものであるかということ調査・確認し、これらの資料によって登録が出来るか否かの最終判断を依頼人に示すこととなる。（自動車登録指針）

この段階においては、行政書士は自動車登録申請手続きにおける、前段階としての書類の審査を行うが、審査そのものは法の求める要件充足の判断に基づくものであり、道路運送車両法の求める要件を充足していなければ、業務の受託は成立しない。次に書類が完備していれば、依頼人は書類の作成を依頼することになる。

まず、依頼人自身が代理人として申請手続きを行う場合、行政書士は単なる代書人として書類の作成を行うこととなり、代書業にとどまるであろう。

つぎに、申請手続きも行政書士に依頼するとすれば、行政書士は書類を作成し、申請手続きを代行し、かつ、運輸省に対して、代理人としての権限を行使することとなり、代理業となるであろう。

自動車の登録申請手続きについては、このように段階的に、イ・相談業務、ロ・審査業務、ハ・法的判断業務、ニ・書類作成業務、ホ・申請代理業務、ヘ・申請手続き代行業務を行う。

そして最終的には、所有権を公証する自動車検査証の交付を受け、依頼人に引き渡すこととなる。

これらの一連の業務を行政書士が行う場合には、民法上の代理業務を行う代理業となるであろう。

行政書士が依頼人の依頼により登録代理業務を行うことは、依頼人との間に登録代理の委任契約が成立したことになるからである。

(2) 審査による判断業務と処分期日の回答

不動産登記の事務について代理する司法書士の業務と自動車登録業務は、国民の財産の所有権を公証するという点において酷似している。

まず、自動車登録申請には、登録原因証書等、代理権限証の添付提出を必要としていることである。

この時点で、行政書士にはこれらの添付書類が真正なるものであるかの即時判断を必要としていることである。

ただし、自動車登録は同時申請、同時交付のリアルタイムで行われ、処分時間が予測できる。

問題となる、「手続きの完了の時期の明示」については、このようにリアルタイムであるが故に、「期日どころか完了の時刻を明示」することが行政書士の日常となっている。

依頼人がその時間を持てば、行政庁である運輸省によって、書類の審査とその際の法的判断の正しさは直ちに判定される。

後で補正が許される登記業務とは、時間的に瞬時の判断を必要とすること、そのため事務所において応接的即時対応処理が必要という点においては、司法書士業務と異なり、物理的に厳

しいものがある。

これは、行政書士の「法的判断」や「責任の範囲」が、「自動車登録代理」という実体によって明示される事例として適当であろうと考えられる。

⑤ 規制緩和と行政書士制度

細川内閣の規制緩和政策の検討段階で、第一次臨調答申中の「行政書士の業務独占を名称独占へ」が検討課題に数えられたことは周知の事実となった。

ところで日行連住吉公長は、「行政書士制度が対象とされないよう」書簡を自治省に提出し、「万全の措置を講じた」ことで決着したと表明した。

規制緩和問題がこれで対応済みとされることは、行政書士にとっては大きな問題となる。

すなわち、規制緩和の要求の流れは、国の内外から寄せられとどまるところを知らない。

例えば、細川首相の諮問機関である「経済改革研究会」は、規制緩和の検討対象としての法律・事業を500項目を挙げて報告するに至っている。

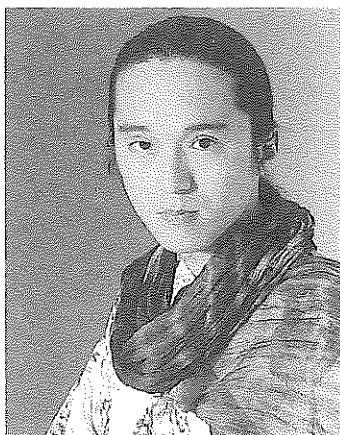
細川内閣では、10,942件に及ぶ許認可を将来半減したいと表明した。新聞には、業界団体や市民団体による規制緩和要求項目が次々に報道されている。

すなわち、行政書士の本来業務である規制に関する業務は、「困難から容易へ」、「容易から廃止へ」、「枚数を削減し」、「手続きは簡素化し」、「申請はペーパーレス化へ」と流れを変える。

また行政手続法の制定により、行政庁における審査は、公正透明な審査基準や、情報の公開によって、専門職業人の専門性をも依頼人の前に透明化して見せることになるよう。

規制緩和によって、行政書士の業務が変革を余儀なくされると、職務権限の範囲や報酬額算定基準も変革する。さらに、規制緩和は、損害賠償責任保険における保険の料率、算定基準、保険金額に影響を与えるのである。

行政書士制度が規制緩和の時代に適合するには、法改正による資質の向上による他は、民事面からの制度的補償としての、損害賠償責任保険を充実することである。そのためにいまなすべきことは、専門職業人としての責任の範囲を明確にするとともに、代書業としての「枚数主義」から代理業としての「業務本位主義」へと制度を変革させることである。（つづく）一「行政書士しが」より転載一



寄稿

アーティスト 竹澤イチロー

(有ガイアシンフォニー代表)

地球環境をテーマに東京、ニューヨークを中心に
絵画はもとより、舞台美術、パフォーマンス等の分
野で活躍している北海道紋別市出身の若手前衛芸術
家。このたび本会の行政手続法パンフレットを手が
けた。

苦手は人生の教師

法律は、私の最も苦手とする分野で、なるべくその外にいたいといつも思っていた。アートは自由なイメージの世界。法律はダメなものはダメ、一度決まったものはもういくら逆立ちしても巨大な一枚岩のごとく立ちはだかって、それにさからおうものなら百叩きの刑にでもされるような恐ろしさがある。もちろん私の無知が故にこのような蒙想を抱いているわけだが……。だからこのような世界に生きている人とはおそらく私の人生でそう何度も出会わないだろうとたかをくくっていた。

しかし人生とは皮肉なものである。苦手なものほど津波のごとく押し寄せてくる。

去年の暮れ、行政手続法パンフレット作成の件で、札幌から行政書士の板垣俊夫先生が上京されたのは、私の銀座での個展開催中だった。遅れてきた私に不機嫌な顔一つされず、せまい個展会場で私を待っていてくださった。

私は第一印象で人を判断する。板垣先生は、弱いものの味方だ！ 直感的にそう思った。行政手続法の苦難の歴史もお聞きした。なにによりもうれいなのは、私たちの権利、利益が保護されていること。そしてその透明性にあると思う。わずか20分ほどの時間ではあったが、板垣先生は、巨大な怪物に立ち向かってゆく純粋な獅子のように感じられた。同時に私の法律に対するものの見方も権力者のための法律ではなく、庶民のための法律なんだ！ と、180度変わった。苦手、それは人生の教師である。

竹澤イチローの「エコロジー」ART展を開催いたします

1994年12月15日(木)～1995年1月11日(水)

8:00 AM～8:00 PM 年中無休

新千歳空港3階 三越スカイギャラリー

〒066 千歳市美々 新千歳空港内3階 TEL 0123 (46) 5804

行政手続法の施行期日を定める政令について

行政手続法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成六年九月十九日

内閣総理大臣 村山 富市

政令第三百二号

行政手続法の施行期日を定める政令

内閣は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）

号）

附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続法の施行期日を、平成六年十月一日と

する。

内閣総理大臣 村山 富市

商法及び有限会社法の一部を改定する法律について

◇商法及び有限会社法の一部を改正する法律（法律第六号）（法務省）

一 商法の一部改正関係

- 1 会社は、正当の理由があるときは、定時総会の決議に基づき、配当可能利益の範囲内において、使用人に株式を譲渡するために、発行済株式の総数の一〇〇分の三を超えない範囲内において、自己株式を取得することができることとし、株式を買い受けた時から六月内に使用人に株式を譲渡しなければならないこととした。（第二一〇条ノ二及び二一一条関係）
- 2 会社は、定時総会の決議に基づき、配当可能利益の範囲内において、自己の株式を買い受けてこれを消却することができることとした。（第二一二条ノ二関係）
- 3 株式の譲渡につき取締役会の承認を要する会社が、売渡請求をして株式を買い受けるときは、株主総会の決議に基づき、配当可能利益の範囲内において、自己株式を取得することができることとした。ただし、その株式の数は4により取得した株式の数と合わせて発行済株式の総数の五分の一を超えることができないこととした。（第二〇四条ノ三ノ二及び第二一〇条第五号関係）
- 4 株式の譲渡につき取締役会の承認を要する

会社は、株主の相続人からその相続により得た株式を相続の開始後一年内に買い受けるために、株主総会の決議に基づき、配当可能利益の範囲内において、自己の株式を取得することができることとした。ただし、その株式の数は、3により取得した株式の数と合わせて発行済株式の総数の五分の一を超えることができないこととした。（第二一〇条ノ三関係）

- 5 3及び4により株式を取得した場合には、会社は、相当の時期に株式を処分しなければならないこととした。（第二一一条関係）
- 6 会社の保有する自己株式については、利益又は利息の配当をしないこととし、利益の配当及び中間配当の制限等について定めることとした。（第二九〇条第一項、第二九三条及び第二九三条ノ五関係）

7 2に違反した株式の消却を行ったときにも、過料に処することとした。（第四九八条関係）

二 有限会社法の一部改正関係

- 1 会社は、一の2の場合も、自己の持分を買い受けてこれを消却することができることとした。（第二四条第一項関係）
- 2 社員総会が会社を譲渡の相手方に指定した場合においては、その会社が、売渡請求をするには、第四八条に定める決議によらなければ

ばならないこととし、この場合においては、一の3を準用することとした。(第十九条第六項関係)

- 3 一の4は、社員の持分に準用することとし、これにより持分を買い受けるには、第四八条に定める決議によらなければならないこととした。(第二四条第一項及び第二項関係)
- 4 会社が保有する自己持分については、利益の配当をしないこととした。(第四四条関係)

5 1に違反した持分の消却を行ったときにも、過料に処することとした。(第八五条関係)

三 その他

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。
- 2 この法律の施行に関し所要の経過措置を定めることとした。

改正 10月1日から施行 商法

—— 自己株取得規制を緩和 ——

商法及び有限会社法の一部を改正する法律は十月一日から施行された。

自己株式及び自己持分の取得規制の緩和を内容とする商法及び有限会社法の一部を改正する法律は本年六月二十九日、公布され、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしていた。

この改正では株式の譲渡制限がある会社において、株主が死亡した場合に、株主総会の決議により、自己株式を取得することができることとなった。

改正法の概要は次のとおり。

一 取得の要件

①使用人に譲渡するため。②利益による株式を消却するため。③株式の譲渡につき取締役会の承認が必要とされる会社については、(ア)株主から株式の譲渡制限及び買受人の指定が請求された場合に会社が自己を買受人に指定して、売渡請求をしたとき、(イ)株主の相続があった場合に相続の開始後一年内

にその相続人から買い受けるとき。

二 取得できる株式総数

一の①の場合、発行済株式総数の百分の三を限度とする。一の②の場合、制限規定は設けられていない。一の③の場合、発行済株式総数の五分の一を限度とする。

三 取得の手続き

一の①及び②の場合、定時株主総会の決議が必要。一の③の場合、株主総会の特別決議が必要。

四 取得した自己株式の処分

一の①の場合、株式を取得したときから六月以内に使用人に譲渡しなければならない。一の②の場合、遅滞なく株式の失効の手続きを取らなければならない。一の③の場合、相当時期に処分しなければならない。

戸籍手数料令の一部を改正する政令について

戸籍手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

国事行為臨時代行名

平成六年十月七日

内閣総理大臣 村山 富市

政令第三百二十四号

戸籍手数料令の一部を改正する政令

内閣は、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

戸籍手数料令（昭和五十一年政令第四十一号）

の一部を次のように改正する。

第一号中「又は抄本」を「若しくは抄本又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。次号において同じ。）をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」に改め、第二号中「又は抄本」を「若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」に改める。

附 則

この政令は、平成六年十二月一日から施行する。

法務大臣 前田 勲男

内閣総理大臣 村山 富市

住民基本台帳法施行令の一部改正する政令について

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

国事行為臨時代行名

平成六年十月七日

内閣総理大臣 村山 富市

政令第三百二十五号

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令

内閣は、戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成六年法律第六十七号）の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条（見出しを含む。）及び第六条の二中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

第七条第一項中「調製しなければ」を「作成しなければ」に改め、同条第二項中「調製した」を「作成した」に、「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

第八条中「調製された」を「作成され」に改める。

第十条中「調製し」を「作成し」に、「調製され」を「作成され」に改める。

第十二条第二項第一号中「記載」の下に「若しくは記録」を加える。

第十四条及び第十七条第二項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

第十八条第一項中「あらたに」を「新たに」に改め、同条第二項中「記載」の下に「〔法第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製する戸籍の附票にあつては、記録。以下同じ。〕」を加える。

第二十条中「記載した」を「記載をした」に改める。

第二十一条中「第十五条」を「第二条第一項及び第二項並びに第十五条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第二条第一項中「第六条第三項」とあるのは、「第十六条第二項」と、「自治大臣」とあるのは「法務大臣及び自治大臣」と、同条第二項中「住民に関する事務」とあるのは「区域内に本籍を有する者に関する事務」と、第十五条中「写し」とあるのは「写し（法第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもって戸籍の附票を調製している市町村にあつては、当該戸籍の附

票に記録されている事項を記載した書類。）」と第十七条第二項中「第六条第三項」とあるのは「第十六条第二項」と読み替えるものとする。

第三十一条第一項中「第十六条」を「第十六条第一項」に改める。

附 則

この政令は、戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行の日（平成六年十二月一日）から施行する。

法務大臣 前田 勲男

自治大臣 野中 広務

内閣総理大臣 村山 富市

平成6年度の北海道最低賃金（地域包括最低賃金）の改定について

最低賃金法第16条の規定に基づき、北海道最低賃金の内、地域包括最低賃金が改定され、本年10月1日より効力が発生することとなりました。

「最低賃金 これより下では、レッドカード！」

北海道最低賃金

道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む）に適用される北海道最低賃金額が、次のとおり改定されました。

最低賃金額	日 額	4,575円
	時間額	572円
効力発生年月日	平成6年10月1日	

- ・最低賃金額には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、時間外割増賃金等は算入されません。
- ・最低賃金額以上の賃金を支払わないと最低賃金法違反となり、処罰されることがあります。
- ・特定の産業で働く労働者には産業別最低賃金が適用されます。

北海道労働基準局 労働基準監督署（支署）

地方税制改正(案)要旨

平成6年9月
自治省

活力ある豊かな福祉社会の実現を目指す視点に立った今次税制改革の一環として個人住民税について税率適用区分の見直し、基礎控除等の引き上げ及び特別措置としての定率減税を行うとともに、地方分権の推進、地域福祉の充実等の為、地方税源の充実を図ることとし、消費譲与税に代えて、消費に広く負担を求める「地方消費税」(仮称)を道府県税として創設することとし、次のとおり地方税制の改正を行うものとする。

一、個人住民税

1. 所得割の税率適用区分を次のように改める

(1) 道府県民税

税率	適用課税所得	
	現行	改正案
2%	550万円以下の金額	700万円以下の金額
4%	550万円を超える金額	700万円を超える金額

(2) 市町村民税

税率	適用課税所得	
	現行	改正案
3%	160万円以下の金額	200万円以下の金額
8%	160万円を超える金額	200万円を超える金額
11%	550万円を超える金額	700万円を超える金額

2. 基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除を次のように引き上げる

項目	現行	改正案
基礎控除	31万円	33万円
配偶者控除	31万円	33万円
(老人控除対象配偶者に係る配偶者控除)	(36万円)	(38万円)
配偶者特別控除	最高 31万円	最高 33万円
扶養控除	31万円	33万円
(老人扶養親族に係る扶養控除)	(36万円)	(38万円)
(特定扶養親族に係る扶養控除)	(39万円)	(41万円)

3. 配偶者控除又は扶養控除の適用対象となる者の所得要件を38万円以下(現行35万円以下)とする。

4. 白色申告者の専従者控除額を配偶者である事業専従者については86万円（現行80万円）に、配偶者以外の事業専従者については50万円（現行47万円）に引き上げる。

（注） 上記の改正のうち、1及び2については平成7年度分の個人住民税から適用することとし、3及び4については平成8年度分の個人住民税から適用する。

5. 平成7年度分の個人住民税について、次により、特別減税を実施する。

- (1) 特別減税は、その者の個人住民税所得割額から特別減税の額を控除する。
- (2) 特別減税の額は、平成7年度分の個人住民税所得割額の15%相当額とする。ただし、15%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。
- (3) 特別減税の実施方法は次による。

① 給与所得者に係る特別減税

平成7年6月において均等割の額及び所得割の額ともに徴収せず、特別減税額を控除した後の年税額を同年7月から翌年5月までの11か月間で徴収する。

② 事業所得者、公的年金受給者に係る特別減税

平成7年6月分（第1期）の納付において、特別減税額を控除する。

（備考） 平成8年度においても、特別減税を併せ行うことにより平成6年度と同程度規模の減税を実施する。なお、当該特別減税については、景気が特に好転した場合には改めて検討するものとする。

二、地方消費税の創設

1. 納税義務者等

地方消費税は、都道府県内に事務所等を有する事業所に対して、当該事務所等の所在地の都道府県（事務所等が2以上ある場合においては、その主たる事務所等の所在地の都道府県）が、外国貨物を保税地域から引き取る者に対して、当該保税地域所在の都道府県が、これを課する。

なお、地方消費税の納税義務者の範囲及び納税地は、消費税のそれと一致させることとする。

2. 課税標準

- (1) 国内取引については、課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額
- (2) 輸入取引については、外国貨物に係る消費税額

3. 税率

消費税額の25%（消費税と地方消費税を合わせた税率は5%（消費税4%、地方消費税1

％相当)

地方消費税率の水準については、福祉その他の社会保障等に真に必要な費用の財源を確保する観点、行財政改革の推進状況、非課税等特別措置等及び消費税制度に係る課税の適正化、財政状況等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、施行期日の6か月前（平成8年9月30日）までに所要の措置を講ずるものとする。

4. 申告納付、還付等

- (1) 消費税の確定申告書類を提出する義務がある事業者は、一定の申告書を事務所等所在地の都道府県知事に提出し、その申告した地方消費税額を納付しなければならない。
- (2) 消費税の還付を受ける事業者は(1)と同様にして、地方消費税の還付を受けることができる。
- (3) 前記(1)及び(2)にかかわらず、国内取引に係る地方消費税の申告納付等、賦課徴収は、納税者の事務負担の軽減等を勘案して、当分の間、国（税務署）において、消費税の例により、併せて行うものとする。
- (4) 輸入取引に係る地方消費税の申告納付、賦課徴収は、国（税関）において、消費税の例により、併せて行うものとする。

5. 都道府県間の清算及び市町村に対する交付

- (1) 都道府県は、各都道府県の地方消費税額から還付額を控除した金額に相当する額について、消費に関連した基準により都道府県において清算を行う。
- (2) 都道府県は、前記(1)により清算を行った後の金額の2分の1程度に相当する額を、各都道府県内の市町村に対して交付する。

.....
(注) 上記の改正は、平成9年4月1日から施行する。
.....

三、消費譲与税の廃止

地方消費税の創設に伴い、消費譲与税を廃止する。
.....

(注) 上記の改正は、平成9年4月1日から施行する。
.....

四、地方交付税の確保

税制改革に伴い、地方団体の財政運営に支障が生じないよう、地方交付税について適切に対処する。

VAN 情報

お知らせ

北海道の競争入札参加資格審査申請のあらまし

平成7年度の北海道における競争入札参加資格審査申請のあらまきは、次のようになっています。

1. 審査基準日は次のとおりです。

- (1) 建設工事……………平成6年10月1日
- (2) 設計等……………平成7年1月1日

2. 建設工事を希望する場合は、「許可年数2年以上」が必要です。

☆ 審査基準日（平成6年10月1日）において、建設業の許可を受けてから2年以上その事業を営んでいなければなりません。

3. 建設工事を希望する場合は、「経営事項審査を受けていること」が必要です。

☆ 建設工事の入札に参加しようとする建設業の許可業種ごとに建設大臣又は都道府県知事が行う経営事項審査を受けていなければなりません。

なお、資格審査申請には、経営事項審査結果通知書のコピーを必ず添付してください。

4. 経営事項審査において、「工事種別に対応する完成工事高のあること」が必要です。

☆ 実績、経験要素等を重視する観点から資格要件に加えられています。

5. 建設工事の入札参加を希望する発注機関には、提出書類として「入札参加申込書」のほかに「技術者名簿」も提出することになります。

6. 設計等の種別を希望する場合は、「引き続き1年以上その事業を営み、かつ、事業高のあること」が必要です。

☆ 審査基準日（平成7年1月1日）において、引き続き1年以上その種別に関する事業を営んでいることと併せて、直前1年間に事業高（営業実績）のあることが必要です。

7. 設計等を希望する場合は、「資本金30万円以上又は従業員3人以上であること」が必要です。

8. 平成7年度の競争入札参加資格審査申請の受付期間は次のとおりです。

- (1) 第1回……………平成7年1月17日(火)から1月26日(木)まで
 - (2) 第2回……………平成7年2月6日(月)から2月15日(水)まで
- （☆土曜日、日曜日、祝祭日を除く）
（☆受付時間は9:30～16:30です）

なお、支庁によってはこの受付期間内に別途日程及び会場を定めて受付ける場合があります。

お知らせ

石狩支庁管内の受付日程表等

1. 石狩支庁管内は申請者の数が多く、受付窓口の混雑が予想されることから「商号又は名称の頭文字」の区分により、次の日程で受付けを行います。できるだけこの日程に従って申請されるようご協力をお願いします。

なお、この日程によりがたい場合には、受付期間中の都合のよい日に申請してください。

商号又は名称の頭文字	受 付 日 程
あ 行	1月17日(火)・1月18日(水)
か 行	1月19日(木)・1月20日(金)
さ 行	1月23日(月)・1月24日(火)
た ・ な 行	1月25日(水)・1月26日(木)・2月6日(月)
は 行	2月7日(火)・2月8日(水)
ま 行	2月9日(木)・2月10日(金)
や ・ ら ・ わ 行	2月13日(月)～2月15日(水)

2. 申請者の代理で申請書を提出される方のうち、一人1回の受付けにつき4社分以上の申請となる場合は、事前に申し出てください。
3. 受付会場は次のとおりです。

1月17日～2月15日 道庁別館5階第1会議室

(電 話 011-231-4111 (内) 34-223)

開発局の受付日程について

開発局の平成7年度の競争入札参加資格審査申請の受付期間は、次のとおりです。

平成7年1月9日(月)から2月8日(水)まで

＝ 本会の主要行事 ＝

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
6. 9. 2	会報（第 204 号）編集会議	14:00 ～ 17:00	本会会議室
6. 9. 9	行政書士登録調査委員会	13:30 ～ 15:30	同 上
6. 9. 21	会則等検討委員会	10:00 ～ 16:30	同 上
6. 9. 22	第 2 回正副会長会	10:00 ～ 16:30	大通公園ホテル
6. 9. 22	会報（第 204 号）校正会議	14:00 ～ 16:10	本会会議室
6. 10. 6	第 1 回綱紀委員会	13:30 ～ 16:30	同 上
6. 10. 7	第 3 回車庫証明対策委員会	14:00 ～ 18:30	同 上
6. 10. 14	第 2 回総務部会	14:00 ～ 18:00	同 上
6. 10. ²⁴ / ₂₅	中間監査（監査講評）	9:00 ～ 17:00 9:00 ～ 16:00	同 上
6. 10. 25	第 5 回常任理事会	10:00 ～ 17:00	ホテル札幌 ガーデンパレス
6. 10. 26	第 3 回理事会	10:00 ～ 15:30	同 上

＝ 支 部 の う ご き ＝

……支部研修会開催状況……

注：（ ）は通知人員

支 部	開 催 日	場 所	研 修 科 目	講 師	受 講 者 数	研 修 科 目
札幌 支 部	6. 9. 1	中央区民センター	・経営事項審査について	札幌支部 支 部 長 米田 俱實	(133) 35	一般
	6. 9. 8	中央区民センター	・経営事項審査について	札幌支部 支 部 長 米田 俱實	(133) 46	〃
	6. 9. 10	か で る 2・7	・運輸交通分野における 業務開拓事例研修 について	東京都行政書士会 西村 治亨 宮城県行政書士会 古屋 宏 久本 宏	(590) 58	〃
	6. 9. 22	中央区民センター	・建設業経営事項審査 について	札幌支部 支 部 長 米田 俱實	(133) 35	〃
函館 支 部	6. 10. 22	五 島 軒 駅 前 店	・建設業経営事項審査 申請について	渡島支庁経済部建設指導課 土木係 主 事 田中 浩二	(129) 33	一般

支 部	開 催 月 日	場 所	研 修 科 目	講 師	受 講 者 数	研修 種別
小 樽	6. 9. 24	岩内国民年金 保養センター	・経営事項申請に対する 添付書類について	本会理事 中尾 道信	(62) 25	一般
旭 川	6. 9. 9	旭川市神楽福祉 センター会議室	・所得税法と相続税法 について ・改正商法（会社法） について	行政書士・税理士 柴田 耕吉 行政書士・司法書士 上村 修	(128) 14	一般
	6. 9. 22	旭川市ときわホール 303号室	・改正建設業施行規則 の研究について ・建設業経営事項資格 審査申請手続につい て	上川支庁経済部建設指導課 土木係 係 長 神保 誠一 主 任 佐藤 富幸	(128) 18	〃
宗 谷	6. 10. 21	稚内社会保険事務所 会議室	・健康保険法の改正及 び関連事項について ・厚生年金制度の改正 (案)関連について ・健保被保険者証の更 新について ・法人5人未満事業所 新適について	稚内社会保険事務所 業務第1課長 青木 敏夫 業務第1課第1係長 鈴木 秀利	(13) 8	一般
	6. 10. 26	ホテル幸林荘(枝幸町)	・改正商法の特徴と実 務について ・株式・有限会社の設 立について ・行政手続法について (総括) ・行政書士の実務上の 価値等について	宗谷支部理事(司法書士) 中里 博 宗谷支部 支 部 長 川村 大陸	(13) 8	〃
網 走	6. 9. 2	網 走 婦 人 会 館	・相続と公正証書の遺 言について ・公正証書手続要領に ついて	網走公証人 福田 悟	(103) 20	一般
室 蘭	6. 9. 10	室蘭中小企業センター	・私文書偽造及び行使	弁 護 士 高野 健二	(47) 14	一般
	6. 9. 25	支笏湖観光ホテル (3支部合同業務研修会)	・行政書士の現状と将 来について ・建設業法と行政書士 の業務について	会 長 日向寺正幸 札幌支部 建設労務部長 渡田 勲	(47) 8	〃
	6. 10. 29	室蘭中小企業センター	・相続と遺言の実務に ついて	室 蘭 支 部 理 事 土井 伸	(47) 12	〃
苫小牧	6. 9. 25	支笏湖観光ホテル (3支部合同業務研修会)	・行政書士の現状と将 来について ・建設業法と行政書士 の業務について	会 長 日向寺正幸 札幌支部 建設労務部長 渡田 勲	(40) 11	一般
日 高	6. 8. 27	温泉ホテル 白 泉 閣	・行政手続法について	会 長 日向寺正幸	(22) 9	一般
十 勝	6. 9. 9	十勝支庁3階会議室	・建設業法の改正点に ついて ・改正経営事項審査制 度について	十勝支庁経済部建設指導課 土木係 土木係長 中村 英明 主 任 中川 裕司	(125) 53	一般
	6. 10. 29 30	幕別温泉ホテル 緑館 (道東4支部合同研修会)	・行政手続法施行にあ たって ・相続について ・気と健康について	行政手続法研究委員 板垣 俊夫 会 長 日向寺正幸 シャンシャン共和国人統領 庭山 琢夫	(125) 22	〃
釧 路	6. 9. 16	釧路市 厚生年金福祉会館	・建設業法改正及びこ れに伴う経営制度に ついて	釧路支庁経済部建設指導課 土木係 係 長 館山 哲治 主 任 大城 幸子	(53) 14	一般

表紙のこぼ

—— 大沼公園と駒ヶ岳 ——

函館から列車で約1時間、突然視界が開けて、駒ヶ岳の容姿とその影をうつして広がる大沼。もっとも大きな大沼には81の島々が浮き、小沼には31の島が浮く。もう一つの葦菜沼には名のとおりジュンサイが繁る。こうした風景を見おろす駒ヶ岳は1,133mの活火山で、駒ヶ岳、砂原岳、隅田岳の3峰があって、馬の背に見える。山頂からの眺望は絶景を極め、進みゆく車窓の右左にさまざまな形となってあらわれ、旅の心をなぐさめてくれる。

大沼には駒ヶ岳がよく映える。

編集後記



★黄色く染まった落ち葉のじゅうたんを踏み締めながら歩く。と、木枯らしが頬をかすめていく。フフッ、風は俺を詩人にする。……ハクション!!……そうか、やっぱり俺はバカじゃないんだってしみじみ思う今日この頃です。

★まさか、まさか、こんな寒い季節が本当に来るなんてちっとも思えなかったのに。やっぱり北海道なんだなあ〜。36点何度だったっけ。これもそれも遠いお・も・い・で。

★社会が破壊され、家庭が破壊され、政党も破壊され、そして価格も破壊される。でっかいことはいいことだ〜♪なんて歌があったけど、安いことはいいことだ〜♪ってか。ところで、何で米が安くならないの？半値でもいいんじゃない？何兆円も補助金出すくらいなら。何やってんの？責任者呼んでこ〜い!! むちゃくちゃやありまへんか。

★明日を目指して常に前進を続ける行政書士のみなさま、わが会報編集委員会も、皆様の厚き御支援がパワーの源なのです。よりよき紙面にするために、寝る時間は惜しまず（まず健康が大事ですから）頑張っています。今後とも何とぞよろしくお願い申し上げます。ではまた、新年号で。

— 哀愁の吟遊詩人 —

ご せ い 去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

支部名	会員番号	氏 名	死亡年月日
札 幌	2,267	今井 賢三	6. 9. 16
"	3,235	木村 健次	6. 9. 30
"	2,053	菅原金太郎	6. 10. 5
"	3,508	上東 喜延	6. 10. 8
"	2,555	川人 正明	6. 10. 14

'94.11. 第205号 平成6年11月25日 発行

発行人 日向寺 正 幸
 編集人 早 坂 剋 弘
 編集委員 河 上 隆
 編集委員 成 田 義 晃
 編集委員 芳 賀 啓 寿
 発行所 北海道行政書士会
 印刷所 (有) 酒井印刷所

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)タキモビル2階
 TEL 代表(011)221-1221・FAX (011)281-4138
 郵便番号 060
 北海道拓殖銀行札幌南支店(普 570344)
 取引銀行 北海道銀行本店(当 19116)
 北 洋 銀 行 本 店(普0742651)
 札 幌 銀 行 本 店(普 389444)
 振替口座 02730-0-8224番